JKK東京
ひとと、くらしをあったかく。

すまいのきずな ～自治会通信～

令和７年春号（No.１７）

【発行】 ＪＫＫ東京 公営住宅管理部 都営管理課

令和６年度　自治会向け法律相談会の相談・回答の紹介について

法律相談会の主な相談、回答をとりまとめましたので、自治会活動の参考としてください。

1　自治会規約 に関する相談	回　答
会則が 25 年経過しており、会則の改定を試みたい。会則を作成するためのまとめ方やアドバイスが欲しい。	会則案を見たところ、以前までの会則案のほうが包括的な事項をまとめており使い勝手がよい。また、会則案の修正方法としては細かな条項を作成するよりも包括概括的な条項にしておき、実際に総会決議等で細かな内容を決めて運用、執行していったほうがよい。
４月の総会で、個人情報保護取扱い指針,慶弔金における個人情報の扱いの 2 点について会則を一部改正したい。	個人情報保護法上、自治会も事業者として、適用を受けるものと思われるので、次の総会で、個人情報保護指針を策定するのが望ましい。国交省などにガイドラインがあるので、参考にしたらよいであろう。
役員の担い手が集まらず、会則に規定する数を確保できていない。 役員数について、どう会則に規定すればよいか。	現状、〇〇名と規定しているところを、〇〇名以内とすれば、数が集まらなかったときでも会則違反は回避できる。会則の変更となるので、折を見て総会に付議してほしい。
2　個人情報 に関する相談	回　答
毎月発行している自治会だよりに、会費の未納者の氏名を公表したいが個人情報保護法に触れないか。	個人情報に該当するものであり、名誉棄損等の問題が生じる可能性が高い。自治会だよりに記載するのではなく、回収は正当な法的手段を講じたほうがよい。
自治会も個人情報保護法を守る必要があるのか。	個人情報保護法については、法改正により自治会も個人情報保護法が適用されるため、利用目的の通知と、第三者提供の制限が及ぶので、取り扱いに注意が必要となる。利用目的の通知については、あらかじめ規約を設けると対応が簡便である。
3　ゴミ出し に関する相談	回　答
ごみ収集日の前日にゴミを出す外国籍の人がいて苦情が出ている。どうすればよいか。	ゴミ出しルールについて、国籍の言語で張り紙をしたが効果がなかったとのこと。対象の方を訪問して国籍の言語で書いたゴミ出しルールの紙を渡し、説明したところ効果があるようだ。
4　自治会費／退会 に関する相談	回　答
自治会を退会した人に対しても自治会費を請求できるか。また、自治会員でも未納者が複数いるため、滞納を解消するにはどうしたらいいか。 住民の公平性の観点から、自治会を退会することを止められないのか。	自治会費は自治会員にしか請求ができないため、退会者に対しては過去の滞納分しか請求ができない。 ただし、共益費の請求は可能であり、滞納分については内容証明郵便や少額訴訟による請求手段が考えられる。 退会については、自治会は強制加入団体ではないと解されているため、退会を防ぐことはできない。

●お願い
・記載内容は、掲載する文字数制限の範囲で作成しています。
・記載に関する質問やご相談等については、お答えできません。

令和７年度　法律相談会も是非ご利用ください。

【令和８年４月開始分】共益費徴収事業の申込みを受け付けています。

現在、申込みを検討している自治会等に募集案内をお送りしています。

★募集案内の送付及び申込み期限＝**令和７年６月末まで**

申込みはお早めに！

<申込期限について>

申込期限は令和７年６月末までとなります。申込みにあたっては、自治会等における合意形成や書類の準備等が必要ですので、お早めにご検討ください。

<共益費徴収事業とは>

現在、自治会等で実施している住宅共用部分の管理について、以下の①から④のうち、自治会等から希望のあった項目を東京都が実施し、その費用を毎月の住宅使用料とともに徴収します。

①共用部分の電気・水道料金の支払
②共用灯・街路灯の電管球の交換作業
③草刈り（年２回）、中低木の刈込・剪定（年１回）
④落ち葉の清掃（落葉時期のみ計４回）

【草刈り実施例】

【施工前】

【施工後】

<主な申込条件>

原則として団地単位での申込みを受け付けます。ただし、団地内に複数の自治会等がある場合、電気・水道料金の支払いや草刈り等の実施範囲が他の自治会等と明確に分かれていれば、棟単位での申込みが可能です（申込みにはお住まいのみなさまの同意が必要です）。

※各項目の金額については、事前の提示ができません（申込み後に金額を算定いたします）。目安金額の計算方法を下記の募集案内に記載いたしますので、ご確認ください。

※　ご案内は、公社ホームページにも掲載しています。

（URL） https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/kyoekihi.html

お問い合わせは、
ＪＫＫ東京お客さまセンターへ
受付時間　９時～１８時
（土日・祝日・年末年始は除く）

・本紙に関するお問い合わせ
都営管理課　都営事業推進係

・共益費徴収事業に関するお問い合わせ
都営管理課　共益費事業推進係

☎０５７０-０３-００７１（ナビダイヤル）

☎０３-６２７９-２６５２（一般電話）

※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。

JKK東京 ホームページのご案内

自治会等の活動に関する情報はこちら

一部自治会等関連手続きでオンラインの受付はこちら